

政策評価懇談会（第18回）議事要旨

1 日 時：平成20年3月11日（火）10:00～12:03

2 場 所：法務省大会議室

3 出席者：（委員）立石座長，川端委員，田辺委員，寺尾委員，山根委員，六車委員，渡辺委員
（法務省）小津事務次官，池上官房長，黒川官房審議官（総合政策統括担当），中川秘書課長，名取官房参事官（予算担当），松本官房付，駒方課付，我妻政策評価企画室長補佐，各局
部課担当者

4 概 要：

- 政策評価制度を巡る最近の動きについて事務局から説明した後，委員に意見を求めた。
- 「法務省政策評価に関する基本計画」の案について事務局から説明した後，委員に意見を求めた。
- 「法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年度）」の案について事務局から説明した後，委員に意見を求めた。

5 主な意見・指摘等

○ 政策評価制度を巡る最近の動きについて

- ・ 政策ごとの予算との対応についてはよく分かるが，一般会計の人件費とか共通費の取扱いはどうなっているのか。
- ・ 政策評価体系上の施策はすべて予算化されているのか，あるいは，予算化されているものは，逆にすべて政策評価体系上に位置付けられているのか。

○ 法務省政策評価に関する基本計画（案）について

- ・ 「あらかじめ定量的な目標値を設定して目標の達成度を測ることが適当ではない政策については，定量的な目標値を設定せず，関連する指標を適切に把握することにより，目標の達成状況を分析・評価する」というのは理解できるが，目に見える目標を記載しないと評価は恣意に流れるのではないかと予想される。財政当局を始めとする政府全体，国民に対して説得力ある評価ができるのか。
- ・ 政策評価が予算措置と制度的に結び付くことになったことで，PDCAサイクルが定着したことは前進だが，評価対象施策の絞込みや評価期間の長期化，定量的な目標設定の放棄というオペレーションの部分では少々後退したのではないか。
- ・ 「法務省の政策には，その政策特性，外部要因の影響等により」と記載があるが，政策特性があるというだけでは非常に抽象的で，普通の国民には理解できないのではないか。また，外部要因の影響等は法務省に限ったことではなく，他の省庁も同じではないか。

○ 法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年度）（案）について

- ・ 「法教育の推進」については，目標が「説明会・シンポジウム等の実施回数5回以上」「説明会・シンポジウム等の参加者数500人以上」ではあまりにもささやかな目標ではないか。また，説明会・シンポジウムの参加対象については，マスコミの制作現場にいる人たちや法教育を担う立場にいる学校の先生方を対象として実施することも必要ではないか。
- ・ 「法教育の推進」については，法教育の講師として，検事，裁判官，弁護士をどのくらい派遣したのかを指標にして，法教育の広がり具合を測っていくということも考えられるのではないか。
- ・ 平成20年度の実施計画では，総合評価方式であるものが非常に多いが，総合評価方式は，制度改正や見直しを行うに当たり，それまでの問題点を掘り下げて分析するためにとる手法であり，数値目標が立てられるか否かというのは，総合評価方式にするかどうかの決定的な判断基準ではないのではないか。
- ・ 「裁判員制度の啓発推進」については，前回の世論調査の結果，約80パーセント近くが否定的な気持ちになっていることを踏まえ，従来と同じような施策を踏襲するのではなく，何か思い切ったことをやるべきではないか。
- ・ 「裁判員制度の啓発推進」については，裁判員制度に積極的に参加するという者の割合を増やすのであれば，裁判員を経験した後の心のケアをすることが必要であるし，そういったことをちゃんとやるというアピールがもっと必要であるのではないか。
- ・ 「法務行政における国際協力の推進」については，指標に「会議の開催回数」とあるが，国際専門家会議の開催だけでは，法整備支援の全体像が分からないので，参考指標などで事業の全体像，政府としての取組などを記載した方がよいのではないか。